

第 1 号議案

2024年8月7日

第470回理事会

防災業務計画他2件の変更について

災害対策基本法に基づく防災業務計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等対策業務計画及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく国民の保護に関する業務計画について、別紙1から別紙3の通り一部変更するとともに、別紙4にて経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告する。あわせて、本機関ウェブサイトで公表する。

以 上

【添付資料】

別紙1：防災業務計画 新旧対照表

別紙2：新型インフルエンザ等対策業務計画 新旧対照表

別紙3：国民の保護に関する業務計画 新旧対照表

別紙4：経済産業大臣への報告文書

電力広域的運営推進機関 防災業務計画 新旧対照表	
変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2 0 1 5 年 4 月 1 日 施行 <u>2 0 1 9 年 7 月 1 7 日</u> 最終変更 防災業務計画 電力広域的運営推進機関	2 0 1 5 年 4 月 1 日 施行 <u>2 0 2 4 年 8 月 7 日</u> 最終変更 防災業務計画 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）												
（履歴） 2015年 4月 1日 施行 2015年10月14日 変更 2016年 4月13日 変更 2019年 7月17日 変更	（履歴） 2015年 4月 1日 施行 2015年10月14日 変更 2016年 4月13日 変更 2019年 7月17日 変更 2024年 8月 7日 変更												
第1編 総則 第1節 目的 この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下同じ。）第39条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第15章「緊急災害対応」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。なお、本計画の遂行に<u>あ</u>たっては、国の防災業務との間で密接な連絡調整を図る。	第1編 総則 第1節 目的 この防災業務計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下同じ。）第39条及び電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程第15章「緊急災害対応<u>及び災害時連携計画の検討等</u>」に基づき、電力設備に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。なお、本計画の遂行に<u>当</u>たっては、国の防災業務との間で密接な連絡調整を図る。												
第2編 一般防災業務計画 第1章 防災体制 第1節 防災体制 1. 対応態勢の区分 大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応態勢は、次の区分による。 <table><tr><th>災害の情勢</th><th>対応態勢</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>（新設）</u> <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td><td>警戒態勢</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u> 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</td><td>非常態勢</td></tr></table>	災害の情勢	対応態勢	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>（新設）</u> <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u> 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢	第2編 一般防災業務計画 第1章 防災体制 第1節 防災体制 1. 対応態勢の区分 大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合の対応態勢は、次の区分による。 <table><tr><th>災害の情勢</th><th>対応態勢</th></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u></td><td>警戒態勢</td></tr><tr><td>次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき</u> 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</td><td>非常態勢</td></tr></table>	災害の情勢	対応態勢	次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢	次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき</u> 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢
災害の情勢	対応態勢												
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>（新設）</u> <u>2. 津波警報が発せられたとき</u> <u>3. その他1. 及び2. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢												
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. <u>東海地震注意情報、東海地震予知情報、又は警戒宣言が発せられたとき</u> 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢												
災害の情勢	対応態勢												
次に定める事態が生じ、需給状況の大幅な悪化等の電力需給に関する被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度5強の地震が発生したとき <u>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられたとき</u> <u>3. 津波警報が発せられたとき</u> <u>4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき</u>	警戒態勢												
次に定める事態が生じ、相当程度の広範囲にわたり電力設備の激甚な被害が発生し、その復旧に長時間を要するなど大規模な社会的悪影響が発生し、又は発生するおそれがあるとき 1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられたとき</u> 3. 大津波警報が発せられたとき 4. その他1. から3. に準じる大規模災害又は大規模災害のおそれが発生したとき	非常態勢												

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2. 対応組織 対応組織の構成は、別紙 <u>1</u> 及び別紙 <u>2</u> のとおりとする。	2. 対応組織 対応組織の構成は、別紙のとおりとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																																																																						
第2節 対応組織の運営 1. 対応態勢の発令及び解除 （1）大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、下表に定めるとおり、発令者は、上申者からの上申を受け、本章第1節1. に定める災害の情勢に応じた対応態勢を発令するとともに、態勢に応じた対応組織の設置を決定する。 <table><tr><td>対応態勢</td><td>上申者</td><td>発令者</td><td>対応組織</td></tr><tr><td>警戒態勢</td><td>総務部長</td><td><u>総務部を管掌する理事</u></td><td>警戒本部 （本部長：<u>総務部を管掌する理事</u>）</td></tr><tr><td>非常態勢</td><td>総務部を管掌する理事</td><td>理事長</td><td>非常災害対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table> （2）上申者又は発令者及び本部長となるべき者に事故があるときは、下表の代行順位に従い、代行者が上申者又は発令者及び本部長の任に当たる。 <table><tr><td>対応態勢</td><td>上申者</td><td>発令者・本部長</td></tr><tr><td rowspan="4">警戒態勢</td><td>第1代行：運用部長</td><td>第1代行：<u>運用部</u>を管掌する理事</td></tr><tr><td>第2代行：<u>計画部長</u></td><td>第2代行：<u>計画部</u>を管掌する理事</td></tr><tr><td>第3代行：<u>企画部長</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></td><td>第3代行：<u>企画部</u>を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">非常態勢</td><td>第1代行：運用部を管掌する理事</td><td>第1代行：総務部を管掌する理事</td></tr><tr><td>第2代行：<u>計画部</u>を管掌する理事</td><td>第2代行：運用部を管掌する理事</td></tr><tr><td>第3代行：<u>企画部</u>を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></td><td>第3代行：<u>計画部</u>を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	対応態勢	上申者	発令者	対応組織	警戒態勢	総務部長	<u>総務部を管掌する理事</u>	警戒本部 （本部長： <u>総務部を管掌する理事</u> ）	非常態勢	総務部を管掌する理事	理事長	非常災害対応本部 （本部長：理事長）	対応態勢	上申者	発令者・本部長	警戒態勢	第1代行：運用部長	第1代行： <u>運用部</u> を管掌する理事	第2代行： <u>計画部長</u>	第2代行： <u>計画部</u> を管掌する理事	第3代行： <u>企画部長</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3代行： <u>企画部</u> を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>			非常態勢	第1代行：運用部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事	第2代行： <u>計画部</u> を管掌する理事	第2代行：運用部を管掌する理事	第3代行： <u>企画部</u> を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3代行： <u>計画部</u> を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>			第2節 対応組織の運営 1. 対応態勢の発令及び解除 （1）大規模災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、下表に定めるとおり、発令者は、上申者からの上申を受け、本章第1節1. に定める災害の情勢に応じた対応態勢を発令するとともに、態勢に応じた対応組織の設置を決定する。 <table><tr><td>対応態勢</td><td>上申者</td><td>発令者</td><td>対応組織</td></tr><tr><td>警戒態勢</td><td>総務部長</td><td><u>事務局長</u></td><td>警戒本部 （本部長：<u>事務局長</u>）</td></tr><tr><td>非常態勢</td><td>総務部を管掌する理事</td><td>理事長</td><td>非常災害対応本部 （本部長：理事長）</td></tr></table> （2）上申者又は発令者及び本部長となるべき者に事故があるときは、下表の代行順位に従い、代行者が上申者又は発令者及び本部長の任に当たる。 <table><tr><td>対応態勢</td><td>上申者</td><td>発令者・本部長</td></tr><tr><td rowspan="5">警戒態勢</td><td>第1代行：運用部長</td><td>第1代行：<u>総務部</u>を管掌する理事</td></tr><tr><td>第2代行：<u>需給計画部長</u></td><td>第2代行：<u>運用部</u>を管掌する理事</td></tr><tr><td>第3代行：<u>系統計画部長</u></td><td>第3代行：<u>需給計画部</u>を管掌する理事</td></tr><tr><td><u>第4代行：企画部長</u></td><td><u>第4代行：系統計画部を管掌する理事</u></td></tr><tr><td><u>第5代行：再生可能エネルギー・国際部長</u></td><td><u>第5代行：企画部を管掌する理事</u></td></tr><tr><td rowspan="5">非常態勢</td><td>第1代行：運用部を管掌する理事</td><td>第1代行：総務部を管掌する理事</td></tr><tr><td>第2代行：<u>需給計画部</u>を管掌する理事</td><td>第2代行：運用部を管掌する理事</td></tr><tr><td>第3代行：<u>系統計画部</u>を管掌する理事</td><td>第3代行：<u>需給計画部</u>を管掌する理事</td></tr><tr><td><u>第4代行：企画部を管掌する理事</u></td><td><u>第4代行：系統計画部を管掌する理事</u></td></tr><tr><td><u>第5代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事</u></td><td><u>第5代行：企画部を管掌する理事</u></td></tr></table>	対応態勢	上申者	発令者	対応組織	警戒態勢	総務部長	<u>事務局長</u>	警戒本部 （本部長： <u>事務局長</u> ）	非常態勢	総務部を管掌する理事	理事長	非常災害対応本部 （本部長：理事長）	対応態勢	上申者	発令者・本部長	警戒態勢	第1代行：運用部長	第1代行： <u>総務部</u> を管掌する理事	第2代行： <u>需給計画部長</u>	第2代行： <u>運用部</u> を管掌する理事	第3代行： <u>系統計画部長</u>	第3代行： <u>需給計画部</u> を管掌する理事	<u>第4代行：企画部長</u>	<u>第4代行：系統計画部を管掌する理事</u>	<u>第5代行：再生可能エネルギー・国際部長</u>	<u>第5代行：企画部を管掌する理事</u>	非常態勢	第1代行：運用部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事	第2代行： <u>需給計画部</u> を管掌する理事	第2代行：運用部を管掌する理事	第3代行： <u>系統計画部</u> を管掌する理事	第3代行： <u>需給計画部</u> を管掌する理事	<u>第4代行：企画部を管掌する理事</u>	<u>第4代行：系統計画部を管掌する理事</u>	<u>第5代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事</u>	<u>第5代行：企画部を管掌する理事</u>
対応態勢	上申者	発令者	対応組織																																																																				
警戒態勢	総務部長	<u>総務部を管掌する理事</u>	警戒本部 （本部長： <u>総務部を管掌する理事</u> ）																																																																				
非常態勢	総務部を管掌する理事	理事長	非常災害対応本部 （本部長：理事長）																																																																				
対応態勢	上申者	発令者・本部長																																																																					
警戒態勢	第1代行：運用部長	第1代行： <u>運用部</u> を管掌する理事																																																																					
	第2代行： <u>計画部長</u>	第2代行： <u>計画部</u> を管掌する理事																																																																					
	第3代行： <u>企画部長</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3代行： <u>企画部</u> を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>																																																																					
非常態勢	第1代行：運用部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事																																																																					
	第2代行： <u>計画部</u> を管掌する理事	第2代行：運用部を管掌する理事																																																																					
	第3代行： <u>企画部</u> を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第3代行： <u>計画部</u> を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>																																																																					
対応態勢	上申者	発令者	対応組織																																																																				
警戒態勢	総務部長	<u>事務局長</u>	警戒本部 （本部長： <u>事務局長</u> ）																																																																				
非常態勢	総務部を管掌する理事	理事長	非常災害対応本部 （本部長：理事長）																																																																				
対応態勢	上申者	発令者・本部長																																																																					
警戒態勢	第1代行：運用部長	第1代行： <u>総務部</u> を管掌する理事																																																																					
	第2代行： <u>需給計画部長</u>	第2代行： <u>運用部</u> を管掌する理事																																																																					
	第3代行： <u>系統計画部長</u>	第3代行： <u>需給計画部</u> を管掌する理事																																																																					
	<u>第4代行：企画部長</u>	<u>第4代行：系統計画部を管掌する理事</u>																																																																					
	<u>第5代行：再生可能エネルギー・国際部長</u>	<u>第5代行：企画部を管掌する理事</u>																																																																					
非常態勢	第1代行：運用部を管掌する理事	第1代行：総務部を管掌する理事																																																																					
	第2代行： <u>需給計画部</u> を管掌する理事	第2代行：運用部を管掌する理事																																																																					
	第3代行： <u>系統計画部</u> を管掌する理事	第3代行： <u>需給計画部</u> を管掌する理事																																																																					
	<u>第4代行：企画部を管掌する理事</u>	<u>第4代行：系統計画部を管掌する理事</u>																																																																					
	<u>第5代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事</u>	<u>第5代行：企画部を管掌する理事</u>																																																																					
第2章 災害予防 第2節 防災訓練 （1） 本機関は、災害発生時の防災対応を適切かつ円滑に実施できるよう、会員及び関係者の協力を得て、下表に定める情報伝達、需給改善対応、連携復旧対応等の防災に係る訓練<u>を</u>年1回以上を目途に実施するとともに、国、地方公共団体その他の機関が実施する防災に係る訓練に積極的に参加する。	第2章 災害予防 第2節 防災訓練 （1） 本機関は、災害発生時の防災対応を適切かつ円滑に実施できるよう、会員及び関係者の協力を得て、下表に定める情報伝達、需給改善対応、連携復旧対応等の防災に係る訓練<u>について、</u>年1回以上を目途に実施するとともに、国、地方公共団体その他の機関が実施する防災に係る訓練に積極的に参加する。																																																																						

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																												
<table><tr><th>訓練内容</th><th>対象会員</th><th>内容</th></tr><tr><td>情報伝達訓練</td><td>全会員</td><td>メールによる態勢発令及び状況報告の受発信等</td></tr><tr><td>需給改善対応訓練</td><td>複数の供給区域の会員</td><td>本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等</td></tr><tr><td>連携復旧対応訓練</td><td>一又は複数の供給区域の会員</td><td>本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等</td></tr><tr><td>総合訓練</td><td>複数の供給区域の会員</td><td>上記各訓練を組み合わせた内容</td></tr></table>	訓練内容	対象会員	内容	情報伝達訓練	全会員	メールによる態勢発令及び状況報告の受発信等	需給改善対応訓練	複数の供給区域の会員	本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等	連携復旧対応訓練	一又は複数の供給区域の会員	本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等	総合訓練	複数の供給区域の会員	上記各訓練を組み合わせた内容	<table><tr><th>訓練内容</th><th>対象会員</th><th>内容</th></tr><tr><td>情報伝達訓練</td><td>全会員</td><td>メール<u>等</u>による態勢発令及び状況報告の受発信等</td></tr><tr><td>需給改善対応訓練</td><td>複数の供給区域の会員</td><td>本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等</td></tr><tr><td>連携復旧対応訓練</td><td>一又は複数の供給区域の会員</td><td>本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等</td></tr><tr><td>総合訓練</td><td>複数の供給区域の会員</td><td>上記各訓練を組み合わせた内容</td></tr></table>	訓練内容	対象会員	内容	情報伝達訓練	全会員	メール <u>等</u> による態勢発令及び状況報告の受発信等	需給改善対応訓練	複数の供給区域の会員	本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等	連携復旧対応訓練	一又は複数の供給区域の会員	本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等	総合訓練	複数の供給区域の会員	上記各訓練を組み合わせた内容
訓練内容	対象会員	内容																													
情報伝達訓練	全会員	メールによる態勢発令及び状況報告の受発信等																													
需給改善対応訓練	複数の供給区域の会員	本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等																													
連携復旧対応訓練	一又は複数の供給区域の会員	本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等																													
総合訓練	複数の供給区域の会員	上記各訓練を組み合わせた内容																													
訓練内容	対象会員	内容																													
情報伝達訓練	全会員	メール <u>等</u> による態勢発令及び状況報告の受発信等																													
需給改善対応訓練	複数の供給区域の会員	本機関と会員との間での模擬的な需給改善対応の連絡・指示等																													
連携復旧対応訓練	一又は複数の供給区域の会員	本機関と会員との間及び会員間での模擬的な連携復旧対応の連絡・指示等																													
総合訓練	複数の供給区域の会員	上記各訓練を組み合わせた内容																													
第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項 会員は、電力設備の災害による被災を予防するため、法令等に定める基準を遵守するとともに、<u>以下のとおり、個々の電力設備や所在地の特性に応じ、必要と認める措置を講じる。</u>なお、指定公共機関たる会員については、<u>以下の内容に加え、</u>災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関として国に提出する各自の防災業務計画に基づく災害予防措置を講じる。 1. 水害対策 （1）水力発電設備 <u>水力発電設備については、過去に発生した災害の状況、河床上昇等を加味した水位予想その他個々の発電設備の特異性を考慮し、防水対策を実施する。</u> <u>また、水害対策にあたっては、洪水による被害防止に重点を置き、ダム取水口等の重要設備について点検・整備を実施する。</u> （2）送電設備 <u>架空電線路については、水害による土砂崩れ、洗掘等が起こるおそれのある地点における設置を回避する等、地中電線路についてはケーブルヘッドの位置を適正に設置する等の防水対策を実施する。</u> （3）変電設備 <u>変電設備については、浸冠水のおそれのある地点に所在するものに関し、建物の構造に応じ、各種の防水対策を実施する。</u> （4）その他の電力設備 <u>その他の電力設備については、過去に発生した災害及び被害の実情を踏まえ、必要な防水対策を講じる。</u> 2. 風害対策 <u>電力設備について、計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等を考慮の上、風害対策を実施し、経年劣化等によって既設設備に弱体箇所が生じた場合は、必要に応じて、補強を行う。</u>	第3節 電力設備の災害予防措置に関する事項 会員は、電力設備の災害による被災を予防するため、法令等に定める基準を遵守するとともに、個々の電力設備や所在地の特性に応じ、必要と認める措置を講じる。なお、指定公共機関たる会員については、<u>これらを踏まえ、</u>災害対策基本法第2条第5号に定める指定公共機関として国に提出する各自の防災業務計画に基づく災害予防措置を講じる。 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u>																														

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3. 塩害対策 <u>著しい塩害が予想される地域においては、塩害による影響を考慮し、必要に応じて、耐塩設備の設置、耐塩素材の使用その他の適切な塩害対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
4. 高潮対策 <u>火力発電所及び原子力発電所においては、計画設計時において、過去に発生した災害の状況等から最大水位を想定し、合理的な範囲で設備の嵩上げ、防潮扉又は防潮壁の設置その他の高潮対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
5. 雪害対策 <u>著しい雪害が予想される地域においては、雪害による影響を考慮し、必要に応じて、雪崩防護、電線の難着雪化その他の適切な雪害対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
6. 雷害対策 <u>送電設備、変電設備及び配電設備は、雷害による影響を考慮し、必要に応じて、避雷針、架空地線、避雷器の設置その他の適切な雷害対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
7. 地盤沈下対策 <u>地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を想定し、適切な地盤沈下対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
8. 火災、爆発、油流出等の対策 <u>各電力設備に消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法その他の関連法令に基づき、設備毎に必要な対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
9. 土砂崩れ対策 <u>電力設備の設置場所の地形、地質等を考慮し、必要に応じて、擁壁、石積み、排水溝等の設置その他の土砂崩れ対策を実施する。</u>	<u>(削除)</u>
10. 地震・津波対策 (1) 水力発電設備 <u>ダムその他の電気工作物については、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令その他の基準に基づき、設備の重要度やその地域の地質等に応じて、耐震設計を行う。</u>	<u>(削除)</u>
(2) 火力発電設備 <u>火力発電設備の機器については、発電用火力設備に関する技術基準その他の基準に基づいて、耐震設計を行う。さらに、必要に応じて、発電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案する。機器の耐浪化は、消防法に関する技術基準等に基づいて進め、必要に応じて、発電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案する。</u>	<u>(削除)</u>

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
（３）原子力発電設備 <u>原子力発電所の全ての施設は、安全上の重要度に応じて耐震設計し、関連設備については、安全上の重要度に応じて耐浪化を実施する。</u> <u>また、重要な建物及び構築物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置するため、原則として、直接、岩盤上に設置する。</u>	<u>（削除）</u>
（４）送電設備及び配電設備 <u>架空電線路については、電気設備の技術基準に基づき設計する。</u> <u>地中電線路については、終端接続箱及び給油装置に関し、変電所等における電気設備の耐震設計指針に基づき設計する。また洞道に関し、土木学会によるトンネル標準示方書等に基づき設計し、地盤条件に応じて、可撓性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮して設計する。</u> <u>また、各送配電設備の重要性に応じ、代替設備の確保、設備の多重化その他の必要な対策を実施する。</u>	<u>（削除）</u>
（５）変電設備 <u>変電設備については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動その他の必要事項を考慮し、電気技術指針の変電所等における電気設備の耐震設計指針に基づき耐震設計を行う。また、必要に応じて、その地域で予想される津波浸水想定等を考慮の上、合理的な範囲で基礎の嵩上げ等の対策を実施する。</u>	<u>（削除）</u>
（６）保安通信設備 <u>無線鉄塔については、電気設備の技術基準に基づき設計する。屋内装置については、構造物の設置階を考慮し、設計する。</u> <u>また、必要に応じて、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。</u>	<u>（削除）</u>
（７）その他設備 <u>その他必要に応じて、大規模地震及び津波による被害の影響を考慮し、必要となる耐震対策及び津波対策を実施する。</u>	<u>（削除）</u>
第 7 節 連携復旧に備えた情報意見交換 1．防災連絡会 本機関は、円滑な連携復旧の実施のため、一又は複数の供給区域毎に<u>以下のとおり防災連絡会を開催する。</u> （１）参加会員 ①電気事業の用に供する出力 5 万 k W以上の発電設備を保有する会員 ②上記設備と連系する流通設備を保有する会員 ③その他本機関が必要と判断する会員	第 7 節 連携復旧に備えた情報意見交換 1．防災連絡会 本機関は、円滑な連携復旧の実施のため、一又は複数の供給区域毎に<u>会員間で開催される防災連絡会に参加し、又は自ら開催する。なお、本機関が開催する場合の参加会員及び一般送配電事業者たる会員の役割は、以下のとおりとする。</u> （１）参加会員 ①電気事業の用に供する出力 5 万 k W以上の発電設備を保有する会員 ②上記設備と連系する流通設備を保有する会員 ③その他本機関が必要と判断する会員

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
<u>（２）審議事項</u> ①本章第３節に基づく電力設備の災害予防措置の実施状況 ②本章第６節１．に定める資機材・人員等の確保状況 ③供給区域内における連携復旧の可能性及び手法等 <u>（３）一般送配電事業者たる会員の役割</u> 一般送配電事業者たる会員は、自身の供給区域における防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員との情報意見交換に努める。	<u>（削除）</u> <u>（２）一般送配電事業者たる会員の役割</u> 一般送配電事業者たる会員は、自身の供給区域における防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員との情報意見交換に努める。
２．広域防災連絡会 本機関は、複数の供給区域にわたる電力設備に係る円滑な連携復旧の実施のため、<u>以下のとおり広域防災連絡会を開催する。</u> （１）参加会員 ①一般送配電事業者たる会員 ②広域連系系統を保有する会員（一般送配電事業者たる会員は除く） ③その他本機関が必要と判断する会員 <u>（２）審議事項</u> ①各供給区域での防災連絡会での審議結果を踏まえた複数の供給区域による連携復旧に必要な事項 ②広域連系系統及び複数の供給区域に電力を供給している発電設備に係る連携復旧の可能性及び手法等 <u>（３）参加会員の役割</u> 参加会員は、広域防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員間での情報意見交換に努める。	２．広域防災連絡会 本機関は、複数の供給区域にわたる電力設備に係る円滑な連携復旧の実施のため、<u>会員間で開催される広域防災連絡会に参加し、又は自ら開催する。なお、本機関が開催する場合の参加会員及び参加会員の役割は、以下のとおりとする。</u> （１）参加会員 ①一般送配電事業者たる会員 ②広域連系系統を保有する会員（一般送配電事業者たる会員は除く） ③その他本機関が必要と判断する会員 <u>（削除）</u> <u>（２）参加会員の役割</u> 参加会員は、広域防災連絡会開催について本機関を補佐するとともに、日頃からの参加会員間での情報意見交換に努める。
第３章 災害応急対策及び災害復旧 第１節 災害発生時の対応 ２．災害発生時の情報収集、助言等 （３）会員による情報収集・周知等 会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。 また、会員は、本機関から前号に定める情報提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるとともに、電力設備の復旧状況等の必要な情報を共有する。なお、会員が、本機関に対し、広域災害情報を提供する際には、<u>本機関提示の報告用紙</u>によるものとする。	第３章 災害応急対策及び災害復旧 第１節 災害発生時の対応 ２．災害発生時の情報収集、助言等 （３）会員による情報収集・周知等 会員は、災害の発生後、被災情報を収集し、電気の供給先に対して、適切に情報の周知を行う。 また、会員は、本機関から前号に定める情報提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるとともに、電力設備の復旧状況等の必要な情報を共有する。なお、会員が、本機関に対し、広域災害情報を提供する際には、<u>任意の書式</u>によるものとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）			
別紙 1			別紙			
対応組織の構成（警戒態勢）			対応組織の構成（ <u>警戒態勢</u> ／ <u>非常態勢</u> ）			
役職	本機関の担当者／部門	役割		<u>警戒本部</u>	<u>非常災害対応本部</u>	
役職	本機関の担当者／ <u>主担当</u> 部門	役割				
本部長	<u>総務部</u> <u>管掌理事</u>	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定	本部長	<u>事務局長</u>	<u>理事長</u>	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定
副本部長	総務部長	①本部長の補佐	副本部長	総務部長	<u>各理事</u>	①本部長の補佐
<u>総務班</u>	総務部 (班長： <u>総務部長</u>)	①対応組織の統括 ② <u>会員からの被災状況の集約</u> (<u>新設</u>) ③官公庁等対応 ④報道機関対応 ⑤役職員の安否確認	<u>本部</u> 班	総務部 (班長： <u>事務局長</u>)		①対応組織の統括 ② <u>要員確保</u> ③ <u>本機関内対応</u> ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>需給班</u>	<u>運用部</u> (班長： <u>運用部長</u>)		① <u>需給対応</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>渉外班</u>	<u>企画部</u> (班長： <u>企画部長</u>)		① <u>渉外対応</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>情報班</u>	<u>需給計画部</u> <u>系統計画部</u> (班長： <u>需給計画部長</u>)		① <u>国との情報連携対応</u>
会員		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力	会員			①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）		
別紙2			<u>(削除)</u>		
対応組織の構成（非常態勢）					
役職	本機関の担当者／部門	役割			
本部長	理事長	①対応態勢の発令 ②対応組織の設置・解散 ③災害等対応に係る意思決定			
副本部長	各理事	①本部長の補佐			
総務班	総務部 (班長：総務部長)	①対応組織の統括 ②官公庁等対応 ③報道機関対応 ④役職員の安否確認及び本機関の被災状況確認 ⑤他の班に属さない事項 (新設) (新設)			
支援班	企画部 (班長：企画部長)	①宿泊施設、寝具等の確保 ②食糧、医薬品等の確保			
復旧班	計画部 (班長：計画部長)	①会員からの被災状況の集約 ②連携復旧に係る検討・促進・指示 ③上記に係る会員との連絡			
需給班	運用部 (班長：運用部長)	①需給の悪化・逼迫の改善に係る指示 ②上記に係る会員、官公庁との連絡			
会員		①被災状況の把握・供給先周知・本機関報告 ②被災設備及び停電の復旧 ③需給改善に係る本機関からの指示への対応 ④連携復旧への協力			

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
新型インフルエンザ等対策業務計画 <u>（平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日）</u> 電力広域的運営推進機関	新型インフルエンザ等対策業務計画 <u>（ 2 0 2 4 年 8 月 7 日 ）</u> 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
目次		目次	
第 1 編 総則	3	第 1 編 総則	3
第 1 節 本計画の目的		第 1 節 本計画の目的	
第 2 節 基本方針		第 2 節 基本方針	
第 3 節 業務計画の運用		第 3 節 業務計画の運用	
1. 業務計画の運用		1. 業務計画の運用	
2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定		2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定	
3. 業務計画の見直し		3. 業務計画の見直し	
第 2 編 実施体制	4	第 2 編 実施体制	4
第 1 章 平常時の体制	4	第 1 章 平常時の体制	4
第 1 節 新型インフルエンザ等発生への備え		第 1 節 新型インフルエンザ等発生への備え	
第 2 節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練		第 2 節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練	
第 2 章 発生時の体制	4	第 2 章 発生時の体制	4
第 1 節 新型インフルエンザ等対策体制		第 1 節 新型インフルエンザ等対策体制	
第 2 節 対策組織		第 2 節 対策組織	
第 3 節 本部の設置 <u>および</u> 廃止		第 3 節 本部の設置 <u>及び</u> 廃止	
1. 本部の設置		1. 本部の設置	
2. 本部の設置基準 <u>および</u> 設置手続き		2. 本部の設置基準 <u>及び</u> 設置手続き	
3. 本部の廃止		3. 本部の廃止	
4. 本部の設置 <u>および</u> 廃止に関する本機関内連絡		4. 本部の設置 <u>及び</u> 廃止に関する本機関内連絡	
第 4 節 権限の行使		第 4 節 権限の行使	
1. 本部が設置された場合の業務の <u>取</u> 扱い		1. 本部が設置された場合の業務の取扱い	
2. 本部が設置された場合の権限の行使等		2. 本部が設置された場合の権限の行使等	
第 5 節 本部の分掌		第 5 節 本部の分掌	
第 6 節 指令伝達 <u>および</u> 情報連絡の経路		第 6 節 指令伝達 <u>及び</u> 情報連絡の経路	
第 7 節 情報収集、共有体制、関係機関との連携		第 7 節 情報収集、共有体制、関係機関との連携	
第 8 節 指揮命令系統の明確化		第 8 節 指揮命令系統の明確化	
1. 本部における意思決定等		1. 本部における意思決定等	
2. 本部長等の職務の代行等		2. 本部長等の職務の代行等	
第 9 節 平常時の体制への復帰		第 9 節 平常時の体制への復帰	
第 3 編 感染対策の検討・実施	6	第 3 編 感染対策の検討・実施	6
第 1 章 役職員等への感染予防 <u>および</u> 事業所内での感染拡大防止のための措置	<u>6</u>	第 1 章 役職員等への感染予防 <u>及び</u> 事業所内での感染拡大防止のための措置	<u>7</u>
第 1 節 平常時の対策		第 1 節 平常時の対策	
第 2 節 発生時の対策		第 2 節 発生時の対策	
第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置	7	第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置	7
第 4 編 重要業務の継続	7	第 4 編 重要業務の継続	7

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）		変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）	
第 1 章 発生時の人員計画に関する基本方針	<u>7</u>	第 1 章 発生時の人員計画に関する基本方針	<u>8</u>
第 2 章 重要業務の選定	<u>7</u>	第 2 章 重要業務の選定	<u>8</u>
第 1 節 業務分類		第 1 節 業務分類	
第 2 節 業務分類の選定方法		第 2 節 業務分類の選定方法	
1. 業務分類の基本的な考え方		1. 業務分類の基本的な考え方	
2. 業務遂行に <u>あ</u> たっての要員確保の考え方		2. 業務遂行に <u>当</u> たっての要員確保の考え方	
3. 発生段階別の業務の縮小・停止		3. 発生段階別の業務の縮小・停止	
第 5 編 その他	9	第 5 編 その他	9
第 1 章 関係機関等との調整	9	第 1 章 関係機関等との調整	9
別表 1 本部の設置基準と手続き		別表 1 本部の設置基準と手続き	
別表 2 本部組織		別表 2 本部組織	
別表 3 代行順位		別表 3 代行順位	
別表 4 指令伝達 <u>および</u> 情報連絡の経路		別表 4 指令伝達 <u>及び</u> 情報連絡の経路	

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第 1 編 総則	第 1 編 総則
第 1 節 本計画の目的	第 1 節 本計画の目的
この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第 9 条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、<u>役員、職員等本機関業務に従事する者（以下、「役職員等」）</u>の健康<u>および</u>安全確保を最優先として、広域的な電気の安定供給のために電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。	この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第 9 条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、役職員等の健康<u>及</u><u>び</u>安全確保を最優先として、広域的な電気の安定供給のために電力広域的運営推進機関（以下、<u>「本機関」</u>）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施を図ることを目的とする。
第 2 節 基本方針	第 2 節 基本方針
新型インフルエンザ等（感染症の予防<u>および</u>感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ<u>および</u>再興型インフルエンザならびに感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものをいう。）が発生した場合、役職員等の健康および安全確保を大前提としたうえで、広域的な電気の安定供給のために必要な業務を停止することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。 一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの役職員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した役職員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な資材やサービスの確保が困難になる可能性がある。 このため、役職員等の生命・健康を守りつつ、必要な事業を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・停止し、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。	新型インフルエンザ等（感染症の予防<u>及び</u>感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ<u>等感染症、感染症法第 6 条第 8 項に規定する指定感染症（特措法第 1 4 条の報告に係るものに限る。）及び</u>感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症 <u>（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）</u>をいう。）が発生した場合、役職員等の健康<u>及</u><u>び</u>安全確保を大前提としたうえで、広域的な電気の安定供給のために必要な業務を停止することは許されず、適切な意思決定に基づき業務を継続することが求められる。 一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの役職員等が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性があり、また、感染者と濃厚接触した役職員等についても外出自粛を要請され、出勤できなくなることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な資材やサービスの確保が困難になる可能性がある。 このため、役職員等の生命・健康を守りつつ、必要な事業を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・停止し、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。
第 3 節 業務計画の運用	第 3 節 業務計画の運用
1. 業務計画の運用 この業務計画は、特措法<u>および</u>新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）に基づき運用する。	1. 業務計画の運用 この業務計画は、特措法<u>及び</u>新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」）に基づき運用する。
2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定 政府行動計画における被害状況の想定では、新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の 2 5 % が罹患し、また、一つの流行の波が約 2 ヶ月続き、<u>その後の流行の波が 2 ～ 3 回ある</u>と考えられている。 本機関においても、政府行動計画の想定に基づき、役職員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、役職員等の最大 4 0 % 程度が出社できなくなることを想定した対応が求められる。	2. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定 政府行動計画における被害状況の想定では、新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の 2 5 % が罹患し、また、一つの流行の波が約 2 ヶ月続<u>く</u>と考えられている。 本機関においても、政府行動計画の想定に基づき、役職員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、役職員等の最大 4 0 % 程度が出社できなくなることを想定した対応が求められる。
3. 業務計画の見直し 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画の変更が行われた場合、又は訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。	3. 業務計画の見直し 新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画の変更が行われた場合、又は訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 2 編 実施体制	第 2 編 実施体制
第 1 章 平常時の体制	第 1 章 平常時の体制
第 1 節 新型インフルエンザ等発生への備え	第 1 節 新型インフルエンザ等発生への備え
新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項・職員の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。 また、<u>社会機能維持に関わる事業者</u>として、常に継続が必要な業務<u>および</u>発生段階に応じて事業の縮小や停止が可能な業務の選定を行い、それぞれの業務に必要な要員の確保に向けた検討を行う。 なお、関係する部署は、<u>会員および</u>関係者等に対して、本機関の対応について説明会等を通じ、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・停止に対する対応等について相互理解を図る。	新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項・職員<u>等</u>の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を十分に実施する。 また、<u>国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う</u>事業者として、常に継続が必要な業務<u>及び</u>発生段階に応じて事業の縮小や停止が可能な業務の選定を行い、それぞれの業務に必要な要員の確保に向けた検討を行う。 なお、関係する部署は、<u>会員及び</u>関係者等に対して、本機関の対応について説明会等を通じ、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や業務の縮小・停止に対する対応等について相互理解を図る。
第 2 節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練	第 2 節 新型インフルエンザ等対策に係る教育・訓練
役職員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を行う。	役職員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を行う。
第 2 章 発生時の体制	第 2 章 発生時の体制
第 1 節 新型インフルエンザ等対策体制	第 1 節 新型インフルエンザ等対策体制
新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、<u>または</u>発生した場合に対処するための体制は、別表 1 による。	新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、<u>又は</u>発生した場合に対処するための体制は、別表 1 による。
第 2 節 対策組織	第 2 節 対策組織
本機関は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織（以下、「対策組織」）として、「新型インフルエンザ等警戒本部」<u>および</u>「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、総称して本部<u>という。</u>）をあらかじめ別表 2 のとおり定める。	本機関は、新型インフルエンザ等に対応する対策組織（以下、「対策組織」）として、「新型インフルエンザ等警戒本部」<u>及び</u>「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、総称して「<u>本部</u>」）をあらかじめ別表 2 のとおり定める。
第 3 節 本部の設置 <u>および</u> 廃止	第 3 節 本部の設置 <u>及び</u> 廃止
1. 本部の設置	1. 本部の設置
国内外<u>および</u>本機関内での新型インフルエンザ等の感染状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに本部を設置する。	国内外<u>及び</u>本機関内での新型インフルエンザ等の感染状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに本部を設置する。
2. 本部の設置基準 <u>および</u> 設置手続き	2. 本部の設置基準 <u>及び</u> 設置手続き
本部の設置基準<u>および</u>設置手続きについては、別表 1 のとおりとする。	本部の設置基準<u>及び</u>設置手続きについては、別表 1 のとおりとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3. 本部の廃止 本部<u>の</u>長は、国の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等の対策を行う必要性がなくなつたと認めるときは、本部を廃止する。	3. 本部の廃止 本部長は、国の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等の対策を行う必要性がなくなつたと認めるときは、本部を廃止する。
4. 本部の設置<u>および</u>廃止に関する本機関内連絡 本部の設置<u>および</u>廃止に関する本機関内連絡は、別紙4のとおりとする。	4. 本部の設置<u>及び</u>廃止に関する本機関内連絡 本部の設置<u>及び</u>廃止に関する本機関内連絡は、別紙4のとおりとする。
第4節 権限の行使	第4節 権限の行使
1. 本部が設置された場合の業務の取<u>り</u>扱い 本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、本部のもとで行う。	1. 本部が設置された場合の業務の取扱い 本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、本部のもとで行う。
2. 本部が設置された場合の権限の行使等 本部が設置された場合、本部<u>の</u>長は、職制上の権限を行使して活発に新型インフルエンザ等の対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。 なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。	2. 本部が設置された場合の権限の行使等 本部が設置された場合、本部長は、職制上の権限を行使して活発に新型インフルエンザ等の対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。 なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。
第5節 本部の分掌	第5節 本部の分掌
本部は、別表2に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。	本部は、別表2に定める事項について分掌し、必要な措置を講じる権限を有する。
第6節 指令伝達 <u>および</u> 情報連絡の経路	第6節 指令伝達 <u>及び</u> 情報連絡の経路
本部が設置された場合の指令伝達<u>および</u>情報連絡の経路は、別表4のとおりとする。	本部が設置された場合の指令伝達<u>及び</u>情報連絡の経路は、別表4のとおりとする。
第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携	第7節 情報収集、共有体制、関係機関との連携
国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省<u>および</u>外務省等の政府機関、地方公共団体、各種事業者団体<u>ならびに</u>会員から正確な情報を収集するように努めるとともに、必要に応じて、適切に情報交換等を行い、連携を図る。	国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省<u>及び</u>外務省等の政府機関、地方公共団体、各種事業者団体<u>並びに</u>会員から正確な情報を収集するように努めるとともに、必要に応じて、適切に情報交換等を行い、連携を図る。
第8節 指揮命令系統の明確化	第8節 指揮命令系統の明確化
1. 本部における意思決定等 業務上の意思決定者である<u>対策組織の長</u>が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。	1. 本部における意思決定等 業務上の意思決定者である<u>本部長</u>が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように努める。
2. 本部長等の職務の代行等 発生時継続業務に携わる役員等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務代行や意思決定の代替ルートをあらかじめ別表3のとおり定めておく。 なお、役員等の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への<u>引き</u>継ぎを行う必要はない。	2. 本部長等の職務の代行等 発生時継続業務に携わる役員等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務代行や意思決定の代替ルートをあらかじめ別表3のとおり定めておく。 なお、役員等の家族が罹患した場合、当該役員は濃厚接触者となるが、出勤せずに電話・メール等で職務執行が可能である場合には、代行者への引継ぎを行う必要はない。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 9 節 平常時の体制への復帰 国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策組織は平常時の体制への移行を検討する。なお、引続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。	第 9 節 平常時の体制への復帰 国が新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、対策組織は平常時の体制への移行を検討する。なお、引<u>き</u>続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。
第 3 編 感染対策の検討・実施	第 3 編 感染対策の検討・実施
第 1 章 役職員等への感染予防<u>および</u>事業所内での感染拡大防止のための措置	第 1 章 役職員等への感染予防<u>及び</u>事業所内での感染拡大防止のための措置
役職員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。	役職員等への新型インフルエンザ等感染予防<u>及び感染の拡大の防止</u>のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。
第 1 節 平常時の対策	第 1 節 平常時の対策
1. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。	1. 国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防<u>及び感染の拡大の防止</u>のための留意事項等についての情報を迅速かつ適切に周知する。
2. マスク、手袋、うがい薬、手指消毒剤等、感染予防・拡大防止のための物品を備蓄する。	2. マスク、手袋、うがい薬、手指消毒剤等、感染予防・拡大防止のための物品を備蓄する。
3. 特措法第 2 8 条に基づき実施される特定接種等の対応について、政府行動計画等に基づき、登録を含む必要な措置を検討する。	3. 特措法第 2 8 条に基づき実施される特定接種等の対応について、政府行動計画等に基づき、登録を含む必要な措置を検討する。
第 2 節 発生時の対策	第 2 節 発生時の対策
1. 新型インフルエンザ等の型や感染力等の特徴や、国内外における発生・蔓延状況等の情報を収集し、適切な判断・行動をとるよう周知する。	1. 新型インフルエンザ等の型や感染力等の特徴や、国内外における発生・蔓延状況等の情報を収集し、適切な判断・行動をとるよう周知する。
2. 手洗い、うがいの励行や健康状態の自己把握に努めるよう指導し、3 8 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する役職員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた適切な指導を実施する。	2. 手洗い、うがいの励行や健康状態の自己把握に努めるよう指導し、3 8 度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状を有する役職員等に対しては、産業医等の意見も踏まえた適切な指導を実施する。
3. うがい薬、手指消毒剤等を各部に配付する等感染拡大防止対策を実施する。	3. うがい薬、手指消毒剤等を各部に配付する等感染拡大防止対策を実施する。
第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置	第 2 章 海外勤務、海外出張する役職員等への感染予防のための措置
海外勤務、海外出張する役職員等<u>および</u>その家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、必要に応じて、新型インフルエンザ等発生地域に勤務する役職員等<u>および</u>その家族の退避、発生地域への海外出張の禁止、発生地域からの帰国者の出勤禁止などの措置を検討し、実施する。	海外勤務、海外出張する役職員等<u>及び</u>その家族への感染を予防するため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、必要に応じて、新型インフルエンザ等発生地域に勤務する役職員等<u>及び</u>その家族の退避、発生地域への海外出張の禁止、発生地域からの帰国者の出勤禁止などの措置を検討し、実施する。
第 4 編 重要業務の継続	第 4 編 重要業務の継続
第 1 章 発生時の人員計画に関する基本方針	第 1 章 発生時の人員計画に関する基本方針

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）																										
本機関は、役職員等の健康<u>および</u>安全確保を最優先として、必要な業務を継続するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、本機関が行うべき対応<u>および</u>業務の継続に必要な不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。			本機関は、役職員等の健康<u>及び</u>安全確保を最優先として、必要な業務を継続するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、本機関が行うべき対応<u>及び</u>業務の継続に必要な不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保する。																										
第 2 章 重要業務の選定			第 2 章 重要業務の選定																										
第 1 節 業務分類			第 1 節 業務分類																										
新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・停止する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。			新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・停止する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。																										
第 2 節 重要業務の選定方法			第 2 節 重要業務の選定方法																										
1. 業務分類の基本的な考え方			1. 業務分類の基本的な考え方																										
新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。			新型インフルエンザ等発生時において、役職員等の安全確保を最優先としつつ、優先して実施すべき重要な業務を次のとおり分類する。																										
新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防）<u>および</u>政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている<u>業務の継続に必要な業務</u>を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。			新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防）<u>及び</u>政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている<u>国民生活及び国民経済の安定に寄与する</u>業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。																										
上記以外に、業務の縮小・休止により国民生活<u>および</u>国民経済の安定に与える影響の大きさや組織運営上の不可欠性等の観点から、事業継続に必要な不可欠な業務を「優先業務」とし、「新型インフルエンザ等対策業務」と合わせて「重要業務」とし、下表のとおり分類する。			上記以外に、業務の縮小・休止により国民生活<u>及び</u>国民経済の安定に与える影響の大きさや組織運営上の不可欠性等の観点から、事業継続に必要な不可欠な業務を「優先業務」とし、「新型インフルエンザ等対策業務」と合わせて「重要業務」とし、下表のとおり分類する。																										
なお、優先業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。			なお、優先業務に位置付けられないとしても、平時における業務そのものの重要性が否定されるものではない。																										
<table><tr><th colspan="2">業務分類</th><th>主な業務内容</th></tr><tr><td rowspan="3">常に継続が必要な業務 （重要業務）</td><td rowspan="2">新型インフルエンザ等対策業務</td><td>新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）</td></tr><tr><td>広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）</td></tr><tr><td>優先業務</td><td>事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）</td></tr><tr><td colspan="2">縮小・停止が可能な業務</td><td>上記以外の業務</td></tr></table>			業務分類		主な業務内容	常に継続が必要な業務 （重要業務）	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）	広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）	優先業務	事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）	縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務	<table><tr><th colspan="2">業務分類</th><th>主な業務内容</th></tr><tr><td rowspan="3">常に継続が必要な業務 （重要業務）</td><td rowspan="2">新型インフルエンザ等対策業務</td><td>新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）</td></tr><tr><td>広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）</td></tr><tr><td>優先業務</td><td>事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）</td></tr><tr><td colspan="2">縮小・停止が可能な業務</td><td>上記以外の業務</td></tr></table>			業務分類		主な業務内容	常に継続が必要な業務 （重要業務）	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）	広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）	優先業務	事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）	縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務
業務分類		主な業務内容																											
常に継続が必要な業務 （重要業務）	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）																											
		広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）																											
	優先業務	事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）																											
縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務																											
業務分類		主な業務内容																											
常に継続が必要な業務 （重要業務）	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染予防等）																											
		広域的な電気の安定供給の維持や緊急時対応、社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・需給監視・指示等に関する業務（運用部）																											
	優先業務	事態継続に必要な不可欠な業務 ・緊急時対応（総務・広報の実施する業務）																											
縮小・停止が可能な業務		上記以外の業務																											
2. 業務遂行に <u>あ</u> たつての要員確保の考え方			2. 業務遂行に <u>当</u> たつての要員確保の考え方																										
当該業務に必要な最小の要員により、業務を遂行することを基本とし、勤務形態の変更等により確保する。なお、交代要員は感染者が発生した場合に備え、連絡体制を維持する。			当該業務に必要な最小の要員により、業務を遂行することを基本とし、勤務形態の変更等により確保する。なお、交代要員は感染者が発生した場合に備え、連絡体制を維持する。																										
3. 発生段階別の業務の縮小・停止			3. 発生段階別の業務の縮小・停止																										
勤務体制の変更、業務の縮小・停止については、原則、下表の基本的考え方に基づき、本部において決定し、実施するものとする。			勤務体制の変更、業務の縮小・停止については、原則、下表の基本的考え方に基づき、本部において決定し、実施するものとする。																										
ただし、感染状況に応じて、国の発生段階に関わらず、本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務			ただし、感染状況に応じて、国の発生段階に関わらず、本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務																										

変更前（変更点に下線）

の縮小・停止を判断し、臨機に対応する。

発生段階		前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内拡大期	まん延期	回復期	小康期
感染スピード（目安）		—	0～	2週間後～	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—
本機関内想定欠勤率		—	—	0～	約25%	約40%	約25%	数%
本機関内体制（対策組織）		—	警戒本部	対策本部				
業務	重要業務	通常通り			業務継続			通常通り
区分	縮小・停止業務	通常通り	停止準備（一部）	社会情勢を踏まえて縮小・停止				順次再開

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある会員、関係省庁、その他の関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

変更後（変更点に下線）

の縮小・停止を判断し、臨機に対応する。

発生段階		前段階	第一段階	第二段階	第三段階			第四段階
		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内拡大期	まん延期	回復期	小康期
感染スピード（目安）		—	0～	2週間後～	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—
本機関内想定欠勤率		—	—	0～	約25%	約40%	約25%	数%
本機関内体制（対策組織）		—	警戒本部	対策本部				
業務	重要業務	通常通り			業務継続			通常通り
区分	縮小・停止業務	通常通り	停止準備（一部）	社会情勢を踏まえて縮小・停止				順次再開

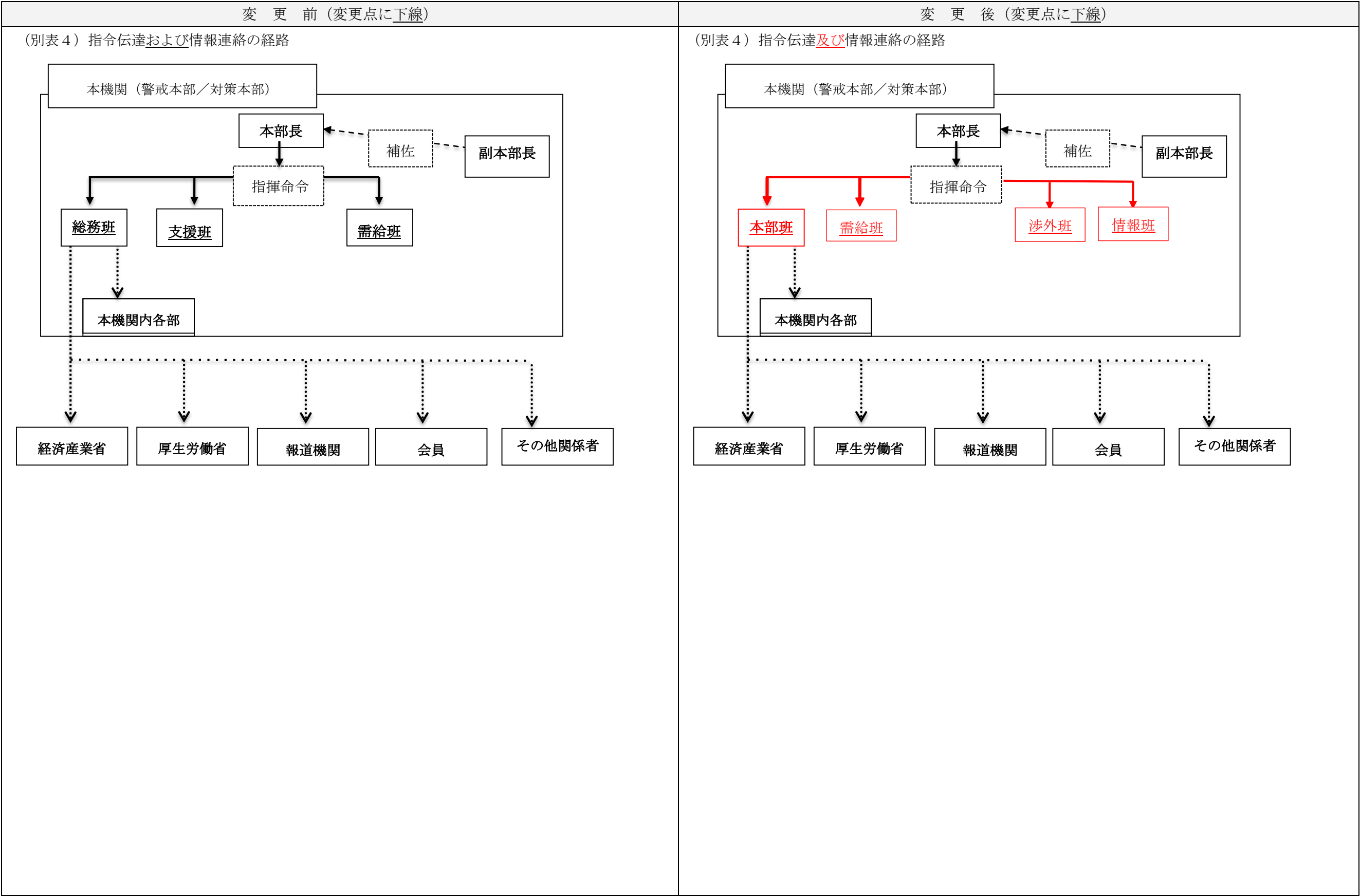
第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある会員、関係省庁、その他の関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行い、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

変 更 前（変更点に下線）			変 更 後（変更点に下線）		
（別表１）本部の設置基準と手続き			（別表１）本部の設置基準と手続き		
名称	設置基準	設置手続き及び本部長	名称	設置基準	設置手続き及び本部長
新型インフルエンザ等警戒本部	・国が「第一段階（海外発生期）」への移行を宣言する場合（海外で新型インフルエンザ等が発生した場合）	総務部長が上申し、 <u>総務部管掌理事</u> が決定。 <u>総務部管掌理事</u> が本部長となる。	新型インフルエンザ等警戒本部	・国が「第一段階（海外発生期）」への移行を宣言する場合（海外で新型インフルエンザ等が発生した場合）	総務部長が上申し、 <u>事務局長</u> が決定。 <u>事務局長</u> が本部長となる。
新型インフルエンザ等対策本部	・国が「第二段階（国内発生早期）」への移行を宣言する場合（国内で新型インフルエンザ等が発生した場合） ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、かつ本機関役職員等が海外で罹患した場合	総務部管掌理事が理事長に上申し決定。ただし、警戒本部が設置されている場合は、警戒本部長が決定。 理事長が本部長となる。	新型インフルエンザ等対策本部	・国が「第二段階（国内発生早期）」への移行を宣言する場合（国内で新型インフルエンザ等が発生した場合） ・海外で新型インフルエンザ等が発生し、かつ本機関役職員等が海外で罹患した場合	総務部管掌理事が理事長に上申し決定。ただし、警戒本部が設置されている場合は、警戒本部長が決定。 理事長が本部長となる。
本部の設置基準は、原則として、上表のとおりとする。ただし、新型インフルエンザ等の地理的な拡がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、警戒本部 <u>または</u> 対策本部を設置する場合がある。			本部の設置基準は、原則として、上表のとおりとする。ただし、新型インフルエンザ等の地理的な拡がり、感染者数の増加等の状況に応じて、必要と認められる場合は、警戒本部 <u>又は</u> 対策本部を設置する場合がある。		

変 更 前（変更点に下線）					変 更 後（変更点に下線）				
（別表２）本部組織					（別表２）本部組織				
	担当部門		役割			警戒本部	対策本部		
	警戒本部	対策本部	警戒本部	対策本部	役職	本機関の担当者／主担当部門		役割	
本部長	総務部 管掌理事	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定		本部長	事務局長	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定	
副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐		副本部長	総務部長	各理事	①本部長の補佐	
総務班	総務部 （班長：総務部長）		①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認 ⑦会員への情報提供 ⑧医薬品等の確保		本部班	総務部 （班長：事務局長）		①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認 ⑦会員への情報提供 ⑧医薬品等の確保	
支援班	企画部 計画部 （班長：計画部長）		設置しない	①総務班支援	（削除）	（削除）		（削除）	（削除）
需給班	運用部 （班長：運用部長）		①通常業務を維持		需給班	運用部 （班長：運用部長）		需給対応	
（新設）	（新設）		（新設）		渉外班	企画部 （班長：企画部長）		渉外対応	
（新設）	（新設）		（新設）		情報班	需給計画部 系統計画部 （班長：需給計画部長）		国との情報連携対応	
（別表３）代行順位					（別表３）代行順位				
本部	上申者		発令者・本部長		本部	上申者		発令者・本部長	
警戒本部	第１代行：運用部長 第２代行：計画部長 第３代行：企画部長 （新設） （新設）		第１代行：運用部を管掌する理事 第２代行：計画部を管掌する理事 第３代行：企画部を管掌する理事 （新設） （新設）		警戒本部	第１代行：運用部長 第２代行：需給計画部長 第３代行：系統計画部長 第４代行：企画部長 第５代行：再生可能エネルギー・国際部長		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：需給計画部を管掌する理事 第４代行：系統計画部を管掌する理事 第５代行：企画部を管掌する理事	
対策本部	第１代行：運用部を管掌する理事 第２代行：計画部を管掌する理事 第３代行：企画部を管掌する理事 （新設） （新設）		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：計画部を管掌する理事 （新設） （新設）		対策本部	第１代行：運用部を管掌する理事 第２代行：需給計画部を管掌する理事 第３代行：系統計画部を管掌する理事 第４代行：企画部を管掌する理事 第５代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事		第１代行：総務部を管掌する理事 第２代行：運用部を管掌する理事 第３代行：需給計画部を管掌する理事 第４代行：系統計画部を管掌する理事 第５代行：企画部を管掌する理事	



変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
国民の保護に関する業務計画 <u>（平成 2 7 年 1 0 月 1 4 日）</u> 電力広域的運営推進機関	国民の保護に関する業務計画 <u>（ 2 0 2 4 年 8 月 7 日 ）</u> 電力広域的運営推進機関

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
目 次 第 1 章 総 則2第 1 節 国民保護業務計画の目的第 2 節 国民保護措置の実施に関する基本方針第 3 節 国が想定する武力攻撃事態等における影響第 4 節 国民保護業務計画の運用第 5 節 定義第 6 節 国民保護業務計画が対象とする事態第 2 章 平素からの備え5第 1 節 武力攻撃事態等の対処体制第 2 節 本部の運営第 3 節 関係機関との調整第 4 節 国民保護措置に関する教育・訓練第 5 節 情報の収集・連絡第 6 節 調査及び研究第 7 節 全般的な事前措置第 3 章 武力攻撃事態等への対処8第 1 節 通報・連絡第 2 節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡第 3 節 広報および情報提供第 4 節 要員の確保第 5 節 電気事業の広域的運営第 6 節 国等への応援要請第 7 節 武力攻撃事態における電力確保措置の実施第 4 章 緊急対処保護措置の実施12第 1 節 緊急対処保護措置の実施	目 次 第 1 章 総 則2第 1 節 国民保護業務計画の目的第 2 節 国民保護措置の実施に関する基本方針第 3 節 国が想定する武力攻撃事態等における影響第 4 節 国民保護業務計画の運用第 5 節 定義第 6 節 国民保護業務計画が対象とする事態第 2 章 平素からの備え6第 1 節 武力攻撃事態等の対処体制第 2 節 本部の運営第 3 節 関係機関との調整第 4 節 国民保護措置に関する教育・訓練第 5 節 情報の収集・連絡第 6 節 調査及び研究第 7 節 全般的な事前措置第 3 章 武力攻撃事態等への対処9第 1 節 通報・連絡第 2 節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡第 3 節 広報及び情報提供第 4 節 要員の確保第 5 節 電気事業の広域的運営第 6 節 国等への応援要請第 7 節 武力攻撃事態における電力確保措置の実施第 4 章 緊急対処保護措置の実施12第 1 節 緊急対処保護措置の実施

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第 1 章 総則 第 1 節 国民保護業務計画の目的 この国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号。以下「国民保護法」という。）第 3 6 条および第 1 8 2 条に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に必要な事項および緊急対処事態における緊急対処保護措置の実施に必要な事項を定め、当該措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。 第 2 節 国民保護措置の実施に関する基本方針 国民保護措置の的確かつ迅速な実施を基本方針とし、措置の実施にあたっては次の点に留意する。 1．国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制 防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。 2．国民保護措置実施にあたっての自主的判断 国民保護措置の実施にあたっては、その実施方法等について、国および地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。 3．国民保護措置従事者の安全の確保 国民保護措置の実施にあたっては、国および地方公共団体から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡および応援体制を確立すること等により、当該国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。 <u>また、国および地方公共団体から、管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施を要請される場合には、国および地方公共団体から当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を受ける等により、当該施設に従事する者等の安全の確保に十分配慮する。</u> 第 3 節 国が想定する武力攻撃事態等における影響 本機関は、電気事業法に基づき、電気事業の遂行に当たっての広域的運営（以下「広域的運営」という。）の推進により広域的な電気の安定供給に努める。 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、広域的な電気の安定供給に最大限努めるものの、次の理由等により結果的に広域的な電気の安定供給に支障が生じる場合がある。	第 1 章 総則 第 1 節 国民保護業務計画の目的 この国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 1 6 年法律第 1 1 2 号。以下「国民保護法」という。）第 3 6 条及び第 1 8 2 条に基づき、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務に関し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に必要な事項及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の実施に必要な事項を定め、当該措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。 第 2 節 国民保護措置の実施に関する基本方針 国民保護措置の的確かつ迅速な実施を基本方針とし、措置の実施に<u>当たって</u>は次の点に留意する。 1．国民保護措置を行う関係機関相互の連携体制 <u>本機関は、国民保護措置に関し、</u>防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。 2．国民保護措置実施に<u>当たって</u>の自主的判断 国民保護措置の実施に<u>当たって</u>は、その実施方法等について、国<u>及び</u>地方公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。 3．国民保護措置従事者の安全の確保 国民保護措置の実施に<u>当たって</u>は、国<u>及び</u>地方公共団体から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報の提供を受けるほか、緊急時の連絡<u>及び</u>応援体制を確立すること等により、当該国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮する。 第 3 節 国が想定する武力攻撃事態等における影響 本機関は、電気事業法に基づき、電気事業の遂行に当たっての広域的運営（以下「広域的運営」という。）の推進により広域的な電気の安定供給に努める。 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に当たり、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、広域的な電気の安定供給に最大限努めるものの、次の理由等により結果的に広域的な電気の安定供給に支障が生じる場合がある。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
1. 本機関の事務所が攻撃対象となり、システム、通信設備に故障が生じた場合 2. 本機関と関係事業者を結ぶ通信設備が攻撃対象となり、当該設備に故障が生じた場合 3. 関係事業者の設備等が攻撃対象となり、当該設備に故障が生じた場合	1. 本機関の事務所が攻撃対象となり、システム、通信設備に故障が生じた場合 2. 本機関と関係事業者を結ぶ通信設備が攻撃対象となり、当該設備に故障が生じた場合 3. 関係事業者の設備等が攻撃対象となり、当該設備に故障が生じた場合
第4節 国民保護業務計画の運用	第4節 国民保護業務計画の運用
1. 他の計画等との関連 本計画は、国民保護法、災害対策基本法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。	1. 他の計画等との関連 本計画は、国民保護法、災害対策基本法等の関連法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。
2. 国民保護業務計画の修正 本計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。	2. 国民保護業務計画の修正 本計画は、常に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
第5節 定義	第5節 定義
本計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。	本計画において以下に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
1. 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。	1. 武力攻撃 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
2. 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態<u>または</u>武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。	2. 武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態<u>又は</u>武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
3. 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。	3. 武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
4. 武力攻撃事態等 武力攻撃事態<u>および</u>武力攻撃予測事態をいう。	4. 武力攻撃事態等 武力攻撃事態<u>及び</u>武力攻撃予測事態をいう。
5. 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態<u>または</u>当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。	5. 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態<u>又は</u>当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
6. 国民保護措置 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）の規定に基づく対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体<u>または</u>指定公共機関<u>もしくは</u>指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置（対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。	6. 国民保護措置 武力攻撃事態等<u>及び存立危機事態</u>における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）の規定に基づく対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体<u>又は</u>指定公共機関<u>若しくは</u>指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する<u>国民保護法第2条第3項各号</u>に掲げる措置（<u>被害の復旧に関する措置に当たっては</u>、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）																				
7. 緊急対処保護措置 事態対処法の規定に基づく緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体<u>または指定公共機関もしくは</u>指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）をいう。	7. 緊急対処保護措置 事態対処法の規定に基づく緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体 <u>又は</u>指定公共機関 <u>若しくは</u>指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。）をいう。																				
8. 武力攻撃災害 武力攻撃により直接<u>または</u>間接に生ずる人の死亡<u>または</u>負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的<u>または</u>物的災害をいう。	8. 武力攻撃災害 武力攻撃により直接 <u>又は</u>間接に生ずる人の死亡 <u>又は</u>負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的 <u>又は</u>物的災害をいう。																				
9. 武力攻撃原子力災害 武力攻撃に伴って原子力発電所外へ放出される放射性物質<u>または</u>放射線による被害をいう。	9. 武力攻撃原子力災害 武力攻撃に伴って原子力発電所外へ放出される放射性物質 <u>又は</u>放射線による被害をいう。																				
10. 危険物質等 武力攻撃事態等において、引火<u>もしくは</u>爆発<u>または</u>空気中への飛散<u>もしくは</u>周辺地域への流出により人の生命、身体<u>または</u>財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいう。	10. 危険物質等 武力攻撃事態等において、引火 <u>若しくは</u>爆発 <u>又は</u>空気中への飛散 <u>若しくは</u>周辺地域への流出により人の生命、身体 <u>又は</u>財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令で定めるものをいう。																				
第6節 国民保護業務計画が対象とする事態	第6節 国民保護業務計画が対象とする事態																				
本計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。	本計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態は以下のとおりとする。																				
1. 武力攻撃事態 本計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。	1. 武力攻撃事態 本計画では、想定される武力攻撃事態を以下の4類型とする。																				
<table><tr><th>類型</th><th>特徴</th></tr><tr><td>着上陸侵攻</td><td>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。</td></tr><tr><td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td><td>事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。</td></tr><tr><td>弾道ミサイル攻撃</td><td>発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、<u>発射後極めて短時間で着弾。</u></td></tr><tr><td>航空攻撃</td><td>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難。</td></tr></table>	類型	特徴	着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。	ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。	弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、 <u>発射後極めて短時間で着弾。</u>	航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難。	<table><tr><th>類型</th><th>特徴</th></tr><tr><td>着上陸侵攻</td><td>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。<u>また、広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</u></td></tr><tr><td>ゲリラや特殊部隊による攻撃</td><td>事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。<u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u></td></tr><tr><td>弾道ミサイル攻撃</td><td>発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で<u>あり、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u></td></tr><tr><td>航空攻撃</td><td>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難<u>であるため、攻撃</u></td></tr></table>	類型	特徴	着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。 <u>また、広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</u>	ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。 <u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u>	弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で <u>あり、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u>	航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難 <u>であるため、攻撃</u>
類型	特徴																				
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。																				
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。																				
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、 <u>発射後極めて短時間で着弾。</u>																				
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難。																				
類型	特徴																				
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域からの先行避難が必要。 <u>また、広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。</u>																				
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることも考えられる。 <u>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</u>																				
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で <u>あり、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</u>																				
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難 <u>であるため、攻撃</u>																				

変 更 前（変更点に下線）		変 更 後（変更点に下線）	
			の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。
2．緊急処理事態 本計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。なお、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に準じて行う。 （1）攻撃対象施設等による分類 ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 （2）攻撃手段による分類 ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態			
第2章 平素からの備え		第2章 平素からの備え	
第1節 武力攻撃事態等の対処体制		第1節 武力攻撃事態等の対処体制	
1．体制 武力攻撃事態等に対処するための体制は、別表1による。		1．体制 武力攻撃事態等に対処するための体制は、別表1による。	
2．対策組織 （1）武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するための組織は、あらかじめ別表2のとおりとする。 （2）本部は、本機関の事務所に設置することとするが、事務所の被災や事態の状況等により、その設置ができない場合に備えた、国民保護措置の活動拠点を定めておく。		2．対策組織 （1）武力攻撃事態等における国民保護措置を実施するための組織は、あらかじめ別表2のとおりとする。 （2）本部は、本機関の事務所に設置することとするが、事務所の被災や事態の状況等により、その設置ができない場合に備えた、国民保護措置の活動拠点を定めておく。	
第2節 本部の運営		第2節 本部の運営	
1．本部の設置及び廃止 （1）別表1に基づき、速やかに国民保護対策本部を設置する。 （2）本部の長は、国の対策本部が廃止され国民保護措置を実施する必要がなくなった場合は、本部を廃止する。		1．本部の設置及び廃止 （1）別表1に基づき、速やかに国民保護対策本部を設置する。 （2）本部の長は、国の対策本部が廃止され国民保護措置を実施する必要がなくなった場合は、本部を廃止する。	
2．権限の行使 （1）本部が設置された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、本部のもとで行う。 （2）本部が設置された場合、本部長は権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることができる。 なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。 （3）本部長等が国民保護措置に従事できない場合は、あらかじめ定めた順序により職務を代行する（別表3）。		2．権限の行使 （1）本部が設置された場合、国民保護措置に関する一切の業務は、本部のもとで行う。 （2）本部が設置された場合、本部長は権限外の事項であっても緊急に実施する必要のあるものについては、臨機の措置をとることができる。 なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。 （3）本部長等が国民保護措置に従事できない場合は、あらかじめ定めた順序により職務を代行する（別表3）。	

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3. 動員 本部長は、本部設置後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。 4. 情報連絡の経路 本部を設置した場合の連絡経路は別表4とおりとする。 第3節 関係機関との協調 1. 国、関係機関との協調 武力攻撃事態等に対応できるよう、平素から国や地方公共団体等他の関係機関との相互の連携体制を整備し、この国民保護業務計画が的確かつ迅速に行われるよう努める。 （1）総合調整への協力 国の対策本部長が実施する国民保護に関する総合調整に協力し、その結果に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。 （2）地方公共団体等その他関係機関との協調 地方公共団体等その他関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合に、積極的に調整を行い、協調を図る。 （3）会員等との協調 本機関は、会員等と協調し、電力、要員、資機材等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備する。 第4節 国民保護措置に関する教育・訓練 1. 教育 本機関は、役職員等に対し、パンフレット等、防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。 2. 訓練 本機関は、国民保護措置についての訓練を適時実施することとし、その際には防災訓練とも有機的に連携させるよう配慮する。また、国<u>または</u>地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練には、積極的に参加する。 第5節 情報の収集・連絡 武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被害状況、その他情報を収集<u>または</u>整理し、関係機関<u>および</u>会員への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。 また、武力攻撃災害により情報収集・連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化や、代行者の指定など、障害発生時の情報収集・連絡体制の整備に努める。	3. 動員 本部長は、本部設置後ただちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。 4. 情報連絡の経路 本部を設置した場合の連絡経路は別表4 <u>㊟</u>とおりとする。 第3節 関係機関との協調 1. 国、関係機関との協調 武力攻撃事態等に対応できるよう、平素から国や地方公共団体等他の関係機関との相互の連携体制を整備し、この国民保護業務計画が的確かつ迅速に行われるよう努める。 （1）総合調整への協力 国の対策本部長が実施する国民保護に関する総合調整に協力し、その結果に基づき所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努める。 （2）地方公共団体等その他関係機関との協調 地方公共団体等その他関係機関との連携を図る観点から、必要がある場合に、積極的に調整を行い、協調を図る。 （3）会員等との協調 本機関は、会員等と協調し、電力、要員、資機材等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備する。 第4節 国民保護措置に関する教育・訓練 1. 教育 本機関は、役職員等に対し、パンフレット等、防災に関する啓発の手段等も活用しながら、国民保護措置の重要性について平素から様々な機会を通じて広く啓発に努める。 2. 訓練 本機関は、国民保護措置についての訓練を適時実施することとし、その際には防災訓練とも有機的に連携させるよう配慮する。また、国 <u>又は</u> 地方公共団体が実施する国民保護措置についての訓練には、積極的に参加する。 第5節 情報の収集・連絡 <u>本機関は、</u>武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被害状況、その他情報を収集 <u>又は</u> 整理し、関係機関 <u>及び</u> 会員への提供等を適時かつ適切に実施するための体制整備に努める。 また、武力攻撃災害により情報収集・連絡にあたる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルート多重化や、代行者の指定など、障害発生時の情報収集・連絡体制の整備に努める。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
第 6 節 調査及び研究 武力攻撃事態における大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析に関する調査及び研究に努める。	第 6 節 調査及び研究 武力攻撃事態における大規模電源停止事象に対する評価その他の電力需給のリスク分析に関する調査及び研究に努める。
第 7 節 全般的な事前措置 1. 広域的運営機能の確保 広域的な電気の安定供給を維持するため、代替施設の整備等による代替機能の確保に努める。 2. 通信連絡設備の整備 武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用いるほか、連絡手段の多様化に努める。 3. 非常用電源の整備 長時間停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保するよう努める。 4. コンピュータシステムの整備 コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ態勢の整備を図る。 5. 消防に関する設備の整備 被害の軽減を図るため、法に基づき次の消防に関する設備を整備する。 （1）消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備 （2）各種消火器具<u>および</u>消火剤 <u>（新設）</u> 6. 災害対策用資機材等の整備 災害時に会員に対し、電気工作物の貸渡し、資機材の融通その他の需給状況の改善に必要な指示及び要請を迅速・容易に行うため、会員と災害対策用資機材の相互融通体制を整備する。 7. 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。	第 7 節 全般的な事前措置 1. 広域的運営機能の確保 広域的な電気の安定供給を維持するため、代替施設の整備等による代替機能の確保に努める。 2. 通信連絡設備の整備 武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用いるほか、連絡手段の多様化に努める。 3. 非常用電源の整備 長時間停電に備え、災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保するよう努める。 4. コンピュータシステムの整備 コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管等のバックアップ態勢の整備を図る。 5. 消防に関する設備の整備 被害の軽減を図るため、法に基づき次の消防に関する設備を整備する。 （1）消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備 （2）各種消火器具<u>及び</u>消火剤 <u>（3）火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備</u> 6. 災害対策用資機材等の整備 災害時に会員に対し、電気工作物の貸渡し、資機材の融通その他の需給状況の改善に必要な指示及び要請を迅速・容易に行うため、会員と災害対策用資機材の相互融通体制を整備する。 7. 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄 食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。
第 3 章 武力攻撃事態等への対処 第 1 節 通報・連絡 1. 通報・連絡の経路 通報・連絡は、別表<u>第</u>4 のとおりとする。	第 3 章 武力攻撃事態等への対処 第 1 節 通報・連絡 1. 通報・連絡の経路 通報・連絡は、別表 4 のとおりとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
2. 通報・連絡の方法 通報・連絡は、<u>この</u>国民保護業務計画第2章第7節2「通信連絡設備の整備」に示す電話等による。 第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡 1. 情報の収集、報告 武力攻撃災害が発生した場合は、会員と協力しながら、本部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。また、収集した被害情報は経済産業大臣へすみやかに報告する。 （1）一般情報 ① 武力攻撃等の状況 ② 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報<u>ならびに</u>電力施設を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報 ③ 対外対応状況（官公署、報道機関、<u>等</u>への対応状況） ④ その他武力攻撃災害に関する情報 （2）本機関被害情報 ① 事務所等の被害状況<u>および</u>復旧情報 ② 役職員等の被災状況 ③ その他武力攻撃災害に関する情報 （3）会員被害状況 ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項 ④ 従業員の被災状況 ⑤ その他武力攻撃災害に関する情報 2. 連絡手段の確保 武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用いるほか、連絡手段の多様化に努める。 第3節 広報<u>および</u>情報提供 武力攻撃災害の発生が予想される場合、<u>または</u>災害が発生した場合には、会員からの情報等に基づき、電力設備の被害や停電の状況等について、ホームページ等を活用し状況に応じた広報活動を行う。 第4節 要員の確保 本部が設置された場合は、対策要員はすみやかに本部に出動する。また、交通途絶等により所属する本部に出動できない場合は、本部に連絡のうえ、その指示に従う。	2. 通報・連絡の方法 通報・連絡は、国民保護業務計画第2章第7節2<u>、</u>「通信連絡設備の整備」に示す電話等による。 第2節 武力攻撃災害時における情報の収集・連絡 1. 情報の収集、報告 武力攻撃災害が発生した場合は、会員と協力しながら、本部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。また、収集した被害情報は経済産業大臣へすみやかに報告する。 （1）一般情報 ① 武力攻撃等の状況 ② 一般被害情報 一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報<u>並びに</u>電力施設を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報 ③ 対外対応状況（官公署、報道機関等への対応状況） ④ その他武力攻撃災害に関する情報 （2）本機関被害情報 ① 事務所等の被害状況<u>及び</u>復旧情報 ② 役職員等の被災状況 ③ その他武力攻撃災害に関する情報 （3）会員被害状況 ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況 ② 停電による主な影響状況 ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項 ④ 従業員の被災状況 ⑤ その他武力攻撃災害に関する情報 2. 連絡手段の確保 武力攻撃災害時の情報連絡、指示、報告等のため、電話回線、衛星携帯電話、電子メール等を用いるほか、連絡手段の多様化に努める。 第3節 広報<u>及び</u>情報提供 武力攻撃災害の発生が予想される場合、<u>又は</u>災害が発生した場合には、会員からの情報等に基づき、電力設備の被害や停電の状況等について、ホームページ等を活用し状況に応じた広報活動を行う。 第4節 要員の確保 本部が設置された場合は、対策要員はすみやかに本部に出動する。また、交通途絶等により所属する本部に出動できない場合は、本部に連絡のうえ、その指示に従う。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
第5節 電気事業の広域的運営 1. 本機関の対応 本機関は、第2節により収集した情報又は被災した会員からの要請に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。 （1）需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合 本機関は、需給ひっ迫によって、被災した供給区域の周波数維持が困難であると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、直ちに、会員に対し、発電機の焚き増し、需給状況の悪化に係る会員に対する電気の供給その他の周波数維持に必要な事項の指示を行う。 （2）需給ひっ迫のおそれが認められる場合 本機関は、被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがあると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、速やかに、会員に対し、発電機の焚き増し、需給状況の悪化に係る会員に対する電気の供給その他の需給状況の改善に必要な指示を行う。また、本機関は、発電所の損壊、送電設備の故障等の電力設備の被災による発電支障によって、供給区域の供給力が不足している場合において、電力の需給状況の改善に必要と認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気工作物の貸渡し、資機材の融通その他の需給状況の改善に必要な指示を行う。 （3）電力設備の被災により供給支障が発生している場合 本機関は、電力設備が被災したことを原因として供給支障が発生している場合において、当該電力設備を保有する会員が設備を復旧させるに当たり、他の会員から資機材の融通、復旧要員の派遣その他の協力を得ることにより、復旧がより速やかに行われるようになると認めるときは、当該他の会員に対し、必要な協力を要請するものとする。 （4）会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合 本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第179条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。 （5）本機関の事務所の機能の一部又は全部が失われたときの対応 本機関が武力攻撃事態等により事務所の機能の一部又は全部が失われて執務困難となったときは、別に定める事業継続計画に基づき、代替拠点において上記（1）～（3）その他の重要な業務を実施する。 2. 会員の対応 （1）一般送配電事業者たる会員の対応 一般送配電事業者たる会員は、武力攻撃災害等に伴い、被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがある場合には、直ちに本機関に電気の需給の状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。武力攻撃災害等により、その供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。以下、本項（1）において同じ。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。	第5節 電気事業の広域的運営 1. 本機関の対応 本機関は、<u>国民保護業務計画本章</u>第2節により収集した情報又は被災した会員からの要請に基づき、次の各号に定める必要な対応を行う。 （1）需給ひっ迫により周波数維持が困難であると認められる場合 本機関は、需給ひっ迫によって、被災した供給区域の周波数維持が困難であると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、直ちに、会員に対し、発電機の焚き増し、需給状況の悪化に係る会員に対する電気の供給その他の周波数維持に必要な事項の指示を行う。 （2）需給ひっ迫のおそれが認められる場合 本機関は、被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがあると判断した場合には、電気事業法第28条の44に基づき、速やかに、会員に対し、発電機の焚き増し、需給状況の悪化に係る会員に対する電気の供給その他の需給状況の改善に必要な指示を行う。また、本機関は、発電所の損壊、送電設備の故障等の電力設備の被災による発電支障によって、供給区域の供給力が不足している場合において、電力の需給状況の改善に必要と認めるときは、電気事業法第28条の44に基づき、会員に対し、電気工作物の貸渡し、資機材の融通その他の需給状況の改善に必要な指示を行う。 （3）電力設備の被災により供給支障が発生している場合 本機関は、電力設備が被災したことを原因として供給支障が発生している場合において、当該電力設備を保有する会員が設備を復旧させるに当たり、他の会員から資機材の融通、復旧要員の派遣その他の協力を得ることにより、復旧がより速やかに行われるようになると認めるときは、当該他の会員に対し、必要な協力を要請するものとする。 （4）会員が情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合 本機関は、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、本機関に対する情報提供を拒絶し、本機関の指示又は要請に協力しない場合には、業務規程第179条に基づき、必要に応じて、当該会員に対し、指導又は勧告を行う。 （5）本機関の事務所の機能の一部又は全部が失われたときの対応 本機関が武力攻撃事態等により事務所の機能の一部又は全部が失われて執務困難となったときは、別に定める事業継続計画に基づき、代替拠点において上記（1）～（3）その他の重要な業務を実施する。 2. 会員の対応 （1）一般送配電事業者たる会員の対応 一般送配電事業者たる会員は、武力攻撃災害等に伴い、被災した供給区域に需給ひっ迫のおそれがある場合には、直ちに本機関に電気の需給の状況を報告するものとする。その際、需給状況の改善のため、他の会員からの応援が必要と認める場合には、その旨を併せて報告するものとする。武力攻撃災害等により、その供給区域内において、電力設備が被災したことを原因として、電気事業法及び電気関係報告規則に基づき経済産業大臣への報告が義務付けられている規模以上の供給支障が発生している場合には、供給支障の復旧業務に支障がない範囲において、当該電力設備の保有者である会員（自社の送配電部門、発電部門及び小売部門を含む。以下、本項（1）において同じ。）を確認するよう努め、確認結果を本機関に報告する。また、当該会員に対し、電力設備の復旧に要する時間の見込みについて確認の上、電力設備の復旧に3日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）
さらに、一般送配電事業者たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、一般送配電事業者たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、（２）のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。 本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。 （２）一般送配電事業者を除く会員の対応 会員は、武力攻撃災害等により、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする一般送配電事業者たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に３日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。 さらに、一般送配電事業者たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、一般送配電事業者たる会員に提出し、一般送配電事業者たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかに設備の復旧を実現するため、一般送配電事業者たる会員の意見を尊重するものとする。 会員は、復旧計画にしたがい、一般送配電事業者たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。 ３．本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算 本機関が本機関の指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第１２３条を適用又は準用する。 第６節 国等への応援要請 国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、労務、施設、設備<u>または</u>物資の確保について応援を要請する。 第７節 武力攻撃原子力災害への対応措置 <u>原子炉の運転を停止したときは、当該原子力事業者以外の一般送配電事業者の状況も含め、</u>電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づき、指示を発出する。 第４章 緊急対処保護措置の実施 第１節 緊急対処保護措置の実施 緊急対処事態には、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。	さらに、一般送配電事業者たる会員の流通設備と他の会員の電力設備の双方が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合、一般送配電事業者たる会員は、その供給区域において当該電力設備を保有する会員と適切に協調し、速やかな復旧を実現するため、（２）のとおり、当該会員から電力設備の復旧スケジュール等を記載した計画（以下「復旧計画」という。）の案の提出を受け、当該会員と調整の上、これを自己の復旧計画の案とともに取りまとめ、復旧計画の成案とし、本機関に報告するものとする（但し、復旧計画を策定しなくとも早期に復旧が実現できる場合は除く。）。 本機関は、復旧計画の内容について、関係事業者に対し、意見することができるものとする。 （２）一般送配電事業者を除く会員の対応 会員は、武力攻撃災害等により、保有する電力設備が被災したことを原因として、供給支障が発生している場合には、速やかに、被災した電力設備について、当該設備の設置場所を供給区域とする一般送配電事業者たる会員に報告するものとする。特に、電力設備の復旧に３日以上を要することが見込まれる場合には、その旨及びその理由を併せて報告するものとする。また、これらの情報を、供給先に対し、適切に周知するものとする。 さらに、一般送配電事業者たる会員の流通設備と会員の電力設備の双方が被災していることを原因として供給支障が発生している場合、会員は、復旧計画の案を策定し、一般送配電事業者たる会員に提出し、一般送配電事業者たる会員の調整及び取りまとめに協力する。この際、会員は、可及的速やかに設備の復旧を実現するため、一般送配電事業者たる会員の意見を尊重するものとする。 会員は、復旧計画にしたがい、一般送配電事業者たる会員と密接に連携の上、設備の復旧を進めるものとする。 ３．本機関の指示等又は連携復旧の要請に関する費用の精算 本機関が本機関の指示等又は連携復旧の要請を行った場合において、当事者である会員が支払い、又は受領すべき金額その他に係る事項は、業務規程第１２３条を適用又は準用する。 第６節 国等への応援要請 国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、労務、施設、設備<u>又は</u>物資の確保について応援を要請する。 第７節 武力攻撃原子力災害への対応措置 <u>本機関は、武力攻撃事態等において、</u>原子力事業者以外の一般送配電事業者の状況も含め電気の需給状況を把握した上で、状況に応じ、指定公共機関である電気事業者に対し、電気事業法の規定に基づき、指示を発出する。 第４章 緊急対処保護措置の実施 第１節 緊急対処保護措置の実施 緊急対処事態には、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて緊急対処保護措置を実施する。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）			変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）		
別表 1			<u>（別表 1）</u>		
名称	設置基準	設置手続き及び本部長	名称	設置基準	設置手続き及び本部長
国民保護 対策本部	1．国において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、対策本部が設置された場合 2．国の対策本部が設置されるまでに、 <u>本機関の施設のある地方公共団体において緊急通報の発令、退避の指示及び警戒区域の設定等の措置が講じられた場合</u> 3．本機関施設において、武力攻撃災害が発生した場合	総務部管掌理事が上申し、理事長が決定。 理事長が本部長となる。	国民保護 対策本部	1．国において、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針が定められ、対策本部が設置された場合 2．国の対策本部が設置されるまでに、 <u>本機関の施設のある地方公共団体において緊急通報の発令、退避の指示及び警戒区域の設定等の措置が講じられた場合</u> 3．本機関施設において、武力攻撃災害が発生した場合	総務部管掌理事が上申し、理事長が決定。 理事長が本部長となる。
別表 2			<u>（別表 2）</u>		
	担当部門	役割	<u>役職</u>	<u>本機関の担当者／主</u> 担当部門	役割
	<u>対策本部</u>	<u>対策本部</u>			
本部長	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定	本部長	理事長	①対応組織の設置・解散 ②対策等に係る意思決定
副本部長	各理事	①本部長の補佐	副本部長	各理事	①本部長の補佐
<u>総務班</u>	総務部 （班長： <u>総務部長</u> ）	①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認	<u>本部</u> 班	総務部 （班長： <u>事務局長</u> ）	①対策組織の統括 ②要員確保 ③本機関内対応 ④官公庁等対応 ⑤報道機関対応 ⑥役職員の安否確認
<u>支援班</u>	<u>企画部</u> <u>計画部</u> （班長： <u>計画部長</u> ）	<u>①総務班支援</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
需給班	運用部 （班長：運用部長）	<u>①通常業務を維持</u> <u>②①のための復旧作業</u>	需給班	運用部 （班長：運用部長）	<u>需給対応</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>涉外班</u>	<u>企画部</u> <u>（班長：企画部長）</u>	<u>涉外対応</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>情報班</u>	<u>需給計画部</u> <u>系統計画部</u> <u>（班長：需給計画部長）</u>	<u>国との情報連携対応</u>

変 更 前（変更点に下線）	変 更 後（変更点に下線）								
別表 3 <table><tr><th>上申者</th><th>発令者・本部長</th></tr><tr><td>第 1 代行：運用部を管掌する理事 第 2 代行：計画部を管掌する理事 第 3 代行：企画部を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></td><td>第 1 代行：総務部を管掌する理事 第 2 代行：運用部を管掌する理事 第 3 代行：計画部を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></td></tr></table>	上申者	発令者・本部長	第 1 代行：運用部を管掌する理事 第 2 代行：計画部を管掌する理事 第 3 代行：企画部を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第 1 代行：総務部を管掌する理事 第 2 代行：運用部を管掌する理事 第 3 代行：計画部を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	<u>（別表 3）</u> <table><tr><th>上申者</th><th>発令者・本部長</th></tr><tr><td>第 1 代行：運用部を管掌する理事 第 2 代行：需給計画部を管掌する理事 第 3 代行：系統計画部を管掌する理事 <u>第 4 代行：企画部を管掌する理事</u> <u>第 5 代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事</u></td><td>第 1 代行：総務部を管掌する理事 第 2 代行：運用部を管掌する理事 第 3 代行：需給計画部を管掌する理事 <u>第 4 代行：系統計画部を管掌する理事</u> <u>第 5 代行：企画部を管掌する理事</u></td></tr></table>	上申者	発令者・本部長	第 1 代行：運用部を管掌する理事 第 2 代行：需給計画部を管掌する理事 第 3 代行：系統計画部を管掌する理事 <u>第 4 代行：企画部を管掌する理事</u> <u>第 5 代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事</u>	第 1 代行：総務部を管掌する理事 第 2 代行：運用部を管掌する理事 第 3 代行：需給計画部を管掌する理事 <u>第 4 代行：系統計画部を管掌する理事</u> <u>第 5 代行：企画部を管掌する理事</u>
上申者	発令者・本部長								
第 1 代行：運用部を管掌する理事 第 2 代行：計画部を管掌する理事 第 3 代行：企画部を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	第 1 代行：総務部を管掌する理事 第 2 代行：運用部を管掌する理事 第 3 代行：計画部を管掌する理事 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>								
上申者	発令者・本部長								
第 1 代行：運用部を管掌する理事 第 2 代行：需給計画部を管掌する理事 第 3 代行：系統計画部を管掌する理事 <u>第 4 代行：企画部を管掌する理事</u> <u>第 5 代行：再生可能エネルギー・国際部を管掌する理事</u>	第 1 代行：総務部を管掌する理事 第 2 代行：運用部を管掌する理事 第 3 代行：需給計画部を管掌する理事 <u>第 4 代行：系統計画部を管掌する理事</u> <u>第 5 代行：企画部を管掌する理事</u>								
別表 4	<u>（別表 4）</u>								

(別紙4)

広域総第2024-053号
2024年8月7日

経済産業大臣
齋藤 健 殿

電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力
〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

防災業務計画他2件の業務計画の変更に係る報告について

災害対策基本法第39条第1項の規定に基づく防災業務計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等対策業務計画及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第36条第1項に基づく国民の保護に関する業務計画について、別添のとおり変更いたしましたので、法令の規定に基づく内閣総理大臣への報告につきまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以 上

(別添)

- ・ 防災業務計画
- ・ 新型インフルエンザ等対策業務計画
- ・ 国民の保護に関する業務計画